

給与所得者の皆様へ

栃木県と県内全市町村からの重要なお知らせです！

平成27年度から

給与所得者の方の個人住民税が

特別徴収（給与から引き去り）になります。

◆個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。

◆今まで、お勤めの事業所から支払われる給与から個人住民税が特別徴収（給与から引き去り）されておらず、金融機関等で納付していた従業員の方は、納付の方法が「特別徴収（給与から引き去り）」に変わります。

特別徴収制度のしくみ



裏面もご覧ください

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q1 パートやアルバイトも特別徴収の対象ですか？

A1 原則として、パートやアルバイトの方、役員の方等、全ての従業員の方が特別徴収の対象となります。
ただし、給与の支給額が少なく、個人住民税を引ききれない場合や給与の支払が不定期的な場合等、特別徴収できない方については除きます。

Q2 特別徴収を行うと、何かメリットがあるのでしょうか？

A2 この制度は、納税義務者である従業員の方にとって、たいへん便利な制度です。

- 従業員の方が、納税のために金融機関等に出向く必要がありません。
- 毎月の給与から差引かれるため、個人住民税の納め忘れがありません。
- 普通徴収の場合は、年税額を年4回に分けて納付していただきますが、特別徴収は年12回に分けて納付できるので、1回あたりの負担が少なくてすみます。

●この取組に関するお問い合わせ

県 担 当 課	電 話 番 号	県 担 当 課	電 話 番 号
栃木県経営管理部 税務課	028-623-2108	栃木県総合政策部 市町村課	028-623-2118

●具体的な手続きに関するお問い合わせ（各市町個人住民税担当課）

市 町 名	担 当 課	電 話 番 号	市 町 名	担 当 課	電 話 番 号
宇都宮市	市民税課	028-632-2209	下野市	税務課	0285-40-5554
足利市	税務課	0284-20-2128	上三川町	税務課	0285-56-9122
栃木市	市民税課	0282-21-2265	益子町	税務課	0285-72-8832
佐野市	市民税課	0283-20-3008	茂木町	税務課	0285-63-5638
鹿沼市	税務課	0289-63-2112	市貝町	税務課	0285-68-1112
日光市	税務課	0288-21-5113	芳賀町	税務課	028-677-6013
小山市	市民税課	0285-22-9425	壬生町	税務課	0282-81-1817
真岡市	税務課	0285-83-8113	野木町	税務課	0280-57-4122
大田原市	税務課	0287-23-8725	岩舟町	税務課	0282-55-7757
矢板市	税務課	0287-43-1115	塩谷町	税務課	0287-45-1117
那須塩原市	課税課	0287-62-7121	高根沢町	税務課	028-675-8103
さくら市	税務課	028-681-1114	那須町	税務課	0287-72-6903
那須烏山市	税務課	0287-83-1114	那珂川町	税務課	0287-92-1120

※岩舟町は平成26年4月5日に栃木市と合併します。合併以降のお問い合わせは栃木市市民税課へお願いいたします。

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と表記しています。

